

令和4年第5回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月24日（火）

午後4時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について
- 6) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

農業委員

出席委員 14名

1 番	井 上 清 一 君	2 番	加 藤 互 君
3 番	増 田 隆 司 君	4 番	今 野 秀 明 君
5 番	増 山 貞 男 君	6 番	山 崎 勝 義 君
7 番	間 中 健 太 郎 君	8 番	濱 田 茂 君
9 番	金 子 康 敬 君	10 番	戸 賀 崎 邦 雄 君
11 番	関 根 高 雄 君	12 番	宮 田 邦 子 君
13 番	後 藤 勇 君	14 番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1 番	栗 原 勇 君	2 番	鈴 木 徳 男 君
3 番	國 井 茂 君	4 番	張 ヶ 谷 一 郎 君
5 番	岩 浪 一 宏 君	6 番	高 野 清 美 君
7 番	石 塚 正 弘 君	8 番	日 下 部 敏 男 君
9 番	鈴 木 和 雄 君	10 番	田 中 均 君

1 1 番 上 原 一 夫 君

1 2 番 木 村 忠 由 君

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 大 野 剛
書 記 黒 川 武 康

午後 4時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さんが出席ということで、会議を始めさせていただきます。

それでは、会長の挨拶からよろしくお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は、通常ですと3時からでございましたけれども、4時からの開催ということで、よろしくお願いします。

また、本日は全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。もう田植えも皆さん大体になってきたかなという感じがしておりますけれども、大口の人がまだ残っている状況かと思います。

先日、余談でございますが、うちの孫がオタマジャクシを欲しいというので、日曜日に自分の田んぼへ行きましたら、ちょうどオタマジャクシがいて、一緒にメダカみたいのがいて、すくってみたらエビだったのです。そうしたら、それはハウネンエビというエビだそうです。もちろんヒルもいましたけれども、あらゆるものがいたかなという感じでしたけれども、ハウネンエビが発生している時期はお米が取れる年だと言われているそうです。しかしながら、5月の日照不足というのが非常に効いてしまって、まだまだ植えたままの感じのところが幾つか見られます。私は、4月20日と23日、24日でコシヒカリを植えたのですが、おかげさまで日照時間稼いでいますので、もう来月10日頃には中干しに入れるのかなという状況でございます。いずれにしても、米の状況的には非常によくないのでございますので、農協に出荷する方がいれば、また今年も飼料用米とか加工用米とかという枠がございますので、去年出荷された方よりは条件がちょっと悪くなりますけれども、そういうものをご検討されれば若干収入の面で変わってくるのではないかなと思いますので、余談でございますが、お勤めをするところでございます。

本日は、議案は少ないようですが、慎重審議のほどよろしくお願いします、挨拶に代えさせていただきます。大変今日はご苦勞さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3で議事に移りたいと思います。

それでは、会長の進行でよろしくお願いします。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間、座長ということで進めさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1―1から1―2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1―1、椿〇〇〇番、田、320㎡。ナンバー1―2、椿〇〇〇番、田、273㎡。合計593㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇〇。譲受人、才羽、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。譲受人、面積2,596.28アール。労力7人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1―1から1―2については、株式会社〇〇〇〇〇〇〇が経営規模拡大のために申請地を取得するものです。なお、株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地を取得することができます。また、トラクター等の農機具一式を所有し、農業経営は7人で行っております。通作距離につきましては、自社から車で5分の距離でございます。場所については、大字椿地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

○農業委員 5 番 それでは、調査報告いたします。

また、調査項目については問題ありません。

○会長　ありがとうございました。調査報告が終わりました。

〔「なし」と言う人あり〕

議案第1号、ナンバー1—1から1—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

可決承認いたします。

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、

ナンバー１－１から１－２につきましては、譲受人である株式会社〇〇〇の事業拡大に伴い、申請地に隣接する資材置場の敷地拡張として、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、農用地区域から除外が完了しており、農地区分は第１種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金で計画しております。場所については、大字才羽地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

○農業委員 7 番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、5月18日の午前中に譲渡人の〇〇〇〇様並びに〇〇〇〇様宅を訪問し、事実を確認してまいりました。両方とも隣接地の地権者である株式会社〇〇〇に売却することでのでした。また、譲受人の株式会社〇〇〇には、同日、5月18日に電話で事実確認を行いました。その他、事務局の説明であったとおりです。

調査5項目につきましては問題ございません。

以上で報告を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

○農業委員9番 転用目的が資材置場となっているのですが、この資材置場という定義について教えていただけないでしょうか。

○会長 事務局、どうぞ。

○書記 転用目的、資材置場なのですが、今回株式会社〇〇〇からは、残土及び矢板を申請地に置くということで利用目的の計画が挙がってきております。現在、この申請地の隣接するところ、面積で1,339㎡利用しておりまして、そのちょうど隣接する部分が今回の申請地になるのですが、今使っている部分だけでは足りないということで、資材置場の拡張として申請が出されているものです。

以上です。

〔「定義」と言う人あり〕

○農業委員9番 では、すみません、質問の仕方を変えます。

気になっていたのですが、私見に行っただけなのですが、この辺に古タイヤが積まれた会社がありまして、その場所にも含まれているのではないかなと感じたのですが、場所が特定されているところが同じ場所かというのを確認したいのです。要は、現在、古タイヤがかなり積まれた場所があります。その場所が資材置場だと言われると、かつ違う会社の看板が立っていましたので。古タイヤって昔どこかの島で積み上げて、ミミズか何かの養殖をするとか何とかとって、島全体にかなりの古タイヤを引き取ってやっていたところがあったと思うのです。結局自分では片せなかったと思ったのです。そういう結果になってしまう。あと、古タイヤは、下手をすると燃えてしまう。燃やされるとかなり周りに影響が出るのではないかな。そういったところが危惧されたというか、資材置場という形で通してしまうのは、違うのではないかなというところを確認したいのですが。

○会長 定義的なものはございませんけれども、私の認識とすれば古タイヤを積んである場所と今回の申請者の方は別人です。古タイヤのところは、あそこはたしか違法農地になっていると思うのですが、しょっちゅう入り口に車が置いてあったり、非常にクレームが来るところでございます。その手前だったかな、場所が。問題ないので、逆にこれは農振農用地区域内で除外申請を受けて、農林との打合せで除外が下りていると。許可申請したものが下りているということでございますので、定義的なものにつきましては、当然古タイヤとかそういうことではなくて、例えば砂利とか、そういう砂を積むとか、そういうものは基本的なものかなと私は認識しております。

事務局で。

○書記 私から補足ですが、今会長がお話したように、〇〇委員さんが危惧されているタイヤを置いている場所とは違う場所になります。こちら農振農用地域、俗に言う青地でございます。青地の農地を農地から外して違う目的で使う場合には農振除外という手続から進めます。杉戸町の場合ですと、6月と12月に2回受け付けがあります。この案件も以前除外申請の申出がありまして、その際、関係機関、町の建築課であるとか、県、春日部農林振興センター、農業委員会、町の産業振興課基盤整備担当で協議をし、所定の手続を踏んでおります。議案書にもあるのですが、こちら今年の3月31日付でその所定の手続が終わりまして農用地域から外れたということで、今回5条申請で農地転用が上がってきたということになります。

あと、資材置場の定義といいますと、企業が事業を行う上で必要な資材を置く、字のごとくになってしまうのです

が、資材を置く置場という場所と捉えております。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

私も杉戸町中全部見て回っておりますけれども、違法農地は結構あります。また、杉戸育苗センターの奥に残土置場というか、資材置場があるのですけれども、これは完全に違法農地。何回も地権者のところに事務局と行って交渉したりしていますし、これは別件ですけれども、〇〇市の方が農地を保有していて雑種地で、私は随分草刈りやっただけですけれども、それでも解消できないので、年に1回ぐらいは行くようにしているのですけれども。事務方とすれば、資材置場で、例えば第1種農地であっても、申請が上がって除外申請が下りれば当然農業委員会にも5条申請が必ず上がってくるというのはご理解をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですか、〇〇委員さん。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1―1から1―2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

ナンバー1―1から1―6、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

ナンバー1―1、堤根字荒田〇〇〇〇、地目、田、2,205㎡。ナンバー1―2、堤根荒田〇〇〇〇、田、2,094㎡。ナンバー1―3、堤根荒田〇〇〇〇、田、2,205㎡。ナンバー1―4、堤根荒田〇〇〇〇、田、2,240㎡。ナンバー1―5、堤根荒田〇〇〇〇、田、1,260㎡。ナンバー1―6、堤根荒田〇〇〇〇、田、716㎡。合計1万720㎡。被相続人、堤根、〇〇〇〇。相続人、堤根、〇〇〇〇。相続年月日、令和4年1月16日。経営面積、144.5アール。

まず、この相続税納税猶予制度につきましてですが、農業を営んでいた被相続人から農地等を取得した相続人が、その農地等で農業を継続する場合に限り、その農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に相当する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡したとき等に免除されるという制度です。

ナンバー1―1から1―6につきましては、〇〇〇〇氏が亡くなったことにより、法定相続人である〇〇〇〇氏が相続税の納税猶予を申請するために適格者である旨の証明が提出されましたので、承認をお願いするものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を所有し、農業経営は2人で行っております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員8番 それでは、報告いたします。

去る5月21日に〇〇〇〇様のお宅へお邪魔して、内容を確認させていただきました。あわせて、6か所の田んぼの

確認を現地でいたしました。先ほど説明のとおり、父親が亡くなりまして、〇〇〇〇さんがこの6か所の田んぼをそっくり相続するということで間違いございません。

なお、耕作につきましては、大規模農家等も含めて、現在耕作、作付をしてある状況でございます。

調査5項目につきましては、特別問題はございません。

以上が調査報告となります。ご審議よろしくお願いたします。

○**会長** こういう議案は、私も過去に1回か2回ぐらいな、そんなに出てこない議案でございます。あくまでも納税猶予に対する適格者証明を農業委員会から出すということでございますので、ご理解をいただければと思います。

何かご質疑ございますか。

はい、どうぞ。

○**農業委員10番** 相続税納税猶予でございますが、今現在、納税猶予について、これはできるのですか。たしか最近、相続税納税猶予できないよと。過去20年の納税猶予ということで私もやりましたけれども、最近税理士さんに聞いたりすると納税猶予の制度なくなったよと伺ったのですけれども、どうなのでしょう。その辺の確認というのはしてあるのですか。

○**局長** 納税猶予については、今まで相続20年という縛りがあったのです。それが20年という期限がなくなったということで理解しているのですけれども。相続人が亡くなるまで、それが期間ですよということかなと思います。今現時点でも納税猶予という制度自体はあると認識しています。

○**農業委員10番** そうしますと、納税猶予20年という期限がなくなったということですね。そうすると、わざわざ死亡したということになると相続税払わなくてはならないというような状況になる。納税猶予の期限がなくなったということで、逆に払わなくていいのか、あるいはいつまでに払わなくてはいけないのかというようなことになるのですが、税法上のことで申し訳ないですが。

○**書記** 相続人の方が耕作している間は生前猶予されていて、その方が亡くなったときは自動的に納税が免除されるという流れになっています。

〔「期間は関係ない」と言う人あり〕

○**書記** 例えば20年とか何年という期間は関係なく、耕作しなくなると納税猶予は適用されなくなります。

○**会長** はい、どうぞ。

○**農業委員10番** 分かりました。そうすると、期間は関係なく、亡くなるまでということでありますので、そうしますと、ここに農家の方皆さんいて、せがれさんに農地相続ということになると、そうすると耕作者、相続人はかなり農業をやるについて期待が持てると。そうすると、亡くなるまで納税しなくて済むということになりますよね。そうしますと、相続人が亡くなった時点で納めるということになると、その次の代の人が納めるということになりますよね。この場合、納税猶予ですからさかのぼるということはないと思うのですが、子供ではなく、その次の孫の代で相続税を納めるという考えでよろしいのですか。

○**会長** あくまでも耕作している人が亡くなったか、ほかの人に利用権を設定して頼んでしまったとか、そういった場合に納税猶予は外れるというだけで、次の人が払うとか払わないかというのは問題ないかと私は思います。この件について可決承認をいただく場合は、次の人が払うか払わないかというのは、この件については問題ないのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

○**農業委員10番** そうしますと、わざわざ納税猶予の適格者かどうかというのは、この相続人が農業をやるというようなことになれば、適格者証明という議案が出ているのですけれども、これは農業委員会として承認をするということ

であります。わざわざやる必要あるのですかねということになるのですが、いかがなものでしょうか。

○書記 この証明書を提出する先というのが国税になりますので、税務署の添付書類として、税務署が農業委員会に承認した証明書を添付することを求めていますので、そのために審議を諮っております。

○局長 特に農家ですよというので機械も何もないのに、あなた農家できますか。ちゃんとさっき説明の中で、トラクターを所有していて農業をやる意思があるということなので、農業委員会としても認めますということです。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○会長 よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第3号、ナンバー1―1から1―6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、埼玉県農林公社。利用権を設定する土地、大字清地字笹内東〇〇〇〇、田、面積1,385㎡。設定する利用権、賃貸借、水田。始期、令和4年8月1日。終期、令和14年7月31日。期間、10年。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、清地3丁目、〇〇〇〇。この件につきましては、農地中間管理事業によるものでございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては公社の関係でございますので、調査報告はございません。

それでは、この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないということですので、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

1、賃借権の設定を受ける者、〇〇〇〇。賃借権の設定を受ける土地、大字清地字笹内東〇〇〇〇、田、面積1,385㎡。設定する権利、賃貸借、水田。始期、令和4年8月1日。終期、令和14年7月31日。期間、10年。借賃、30キロ相当。地権者、清地3丁目、〇〇〇〇。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

先ほどの第4号に関わる5号議案でございます。この配分計画については、農業委員会としては特に意見なしという事で回答したいと思います。よろしいでしょうか。採決させていただいてよろしいですか。

それでは、議案第5号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松1丁目〇〇〇番〇、畑、面積145㎡。譲渡人、杉戸2丁目、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。譲受人、さいたま市、〇〇〇〇。さいたま市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。令和4年4月19日付。
以上でございます。

◎閉会の宣告

○副会長 それでは、これをもちまして第5回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、6月の24日金曜日15時より、本日と同じ場所を予定しております。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年5月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 間 中 健 太 郎

署 名 委 員 濱 田 茂